

平成十四年五月十日受領
答弁第六〇号

内閣衆質一五四第六〇号

平成十四年五月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の脱税の実態に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の脱税の実態に関する再質問に
対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十四年四月五日内閣衆質一五四第五一号）二について述べた「当該法人から隠ぺい等の事実を明らかにすることについて同意が得られなかったもの」は、一法人であり、公益法人である。

二について

お尋ねの法人は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十八条にいう課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部の隠ぺい、又は仮装（以下「隠ぺい等」という。）を指摘されたことに関する報告を所管官庁である国土交通省に対して本年三月二十七日に行った。

三から七までについて

お尋ねの法人については、今般、当該法人から隠ぺい等の事実を明らかにすることについて同意が得られたところであり、お尋ねの事項は、別表のとおりである。

八について

お尋ねの公益法人等については、所管官庁が定期的な検査等を通じ、その業務及び財産の状況の把握に努めているところであるが、法人税等の課税標準等の更正又は決定の事実についても、当該所管官庁において、その際に得られた情報等に基づき、個別具体的な事案に即して、より詳細な報告の徴求の要否及び当該報告に係る事実の大臣への報告の要否について適切に判断すべきものと考ええる。

別 表

| 所管官庁名 | 国土交通省 | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 法人が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は偽装していた旨の指摘（以下「当該事実」という。）を受けた時期 | 平成13年8月 | | |
| 2 団体名 | (財)国際観光サービスセンター | | |
| 3 追徴額 | 824 (千円) | | |
| 4 重加算税の有無 | 有り | | |
| 5 当該事実の内容 | 物品未納時における当該物品代金の経費計上 | | |
| 6 当該事実の所管官庁への報告の有無 | 有り | | |
| 7 当該事実の所管官庁の大臣・長官への報告の有無 | 有り | | |
| 8 当該事実を所管官庁に報告している場合、その報告の時期 | 平成14年3月 | | |
| 9 当該事実の公表の有無 | 無し | | |
| 10 当該事実を公表している場合、その時期 | - | | |
| 11 当該事実を公表していない場合、その理由 | 当該事実の内容にかんがみ、公表すべき重大な事案ではないと判断したため。 | | |
| 12 当該事実に関連した職員の処分内容 | 無し | | |
| 13 所管官庁担当部門に対する処分内容 | 無し | | |
| 14 当該団体の過去の国家公務員退職者の受入れの有無 | 無し | | |
| 15 当該団体が、過去に国家公務員退職者を受け入れているとすれば、その職員の氏名と前の所属省庁及び役職・受入時期 | 氏名 | - | - |
| | 前の所属省庁 | - | - |
| | 役職 | - | - |
| | 受入時期 | - | - |
| | 氏名 | - | - |
| | 前の所属省庁 | - | - |
| | 役職 | - | - |
| | 受入時期 | - | - |